

令和 5 年 7 月書面協議について

令和 5 年 (2023 年) 9 月 熊本県有明保健所

今回の書面協議の内容について

■医療法人鴻恩会の運営する医療機関を、同一医療圏域内へ移転開設し、休床としていた18床を回復期18床として再稼働。

■移転開設予定に伴い、地域医療構想調整会議で協議すべき事項が未実施であったため、急遽、書面協議で実施させていただいた。

「病床機能報告に関する申出書」の取扱いについて

平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（以下「厚生労働省通知」という。）が発出され、次の①～③についても地域医療構想調整会議での協議が必要となったため、①～③に該当する相談等があった場合は、当該医療機関に申出書の提出を求める。

- ① 病床がすべて稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。）を再稼働しようとする場合
- ② 開設者を変更する医療機関（法人の代表者のみの変更は除く、個人間の継承は含む）を把握した場合
- ③ その他病床機能を大きく変更することが見込まれる場合

今回の経緯について①

■ 今回の協議対象事例については、非稼働病棟を有する医療機関の再稼働と、病床機能を大きく変更することが見込まれる場合の2つに当てはまる。

■ したがって、本来は、次に示す事務フローのとおり、協議対象医療機関から管内の医事担当保健所である菊池保健所への「病床機能報告に関する申出書」（以下、「申出書」）の提出に基づき、有明保健所においては有明地域医療構想調整会議を開催し、協議を踏まえた上で、協議対象医療機関は菊池保健所へ医事関係の許可申請が提出される流れとなっている。

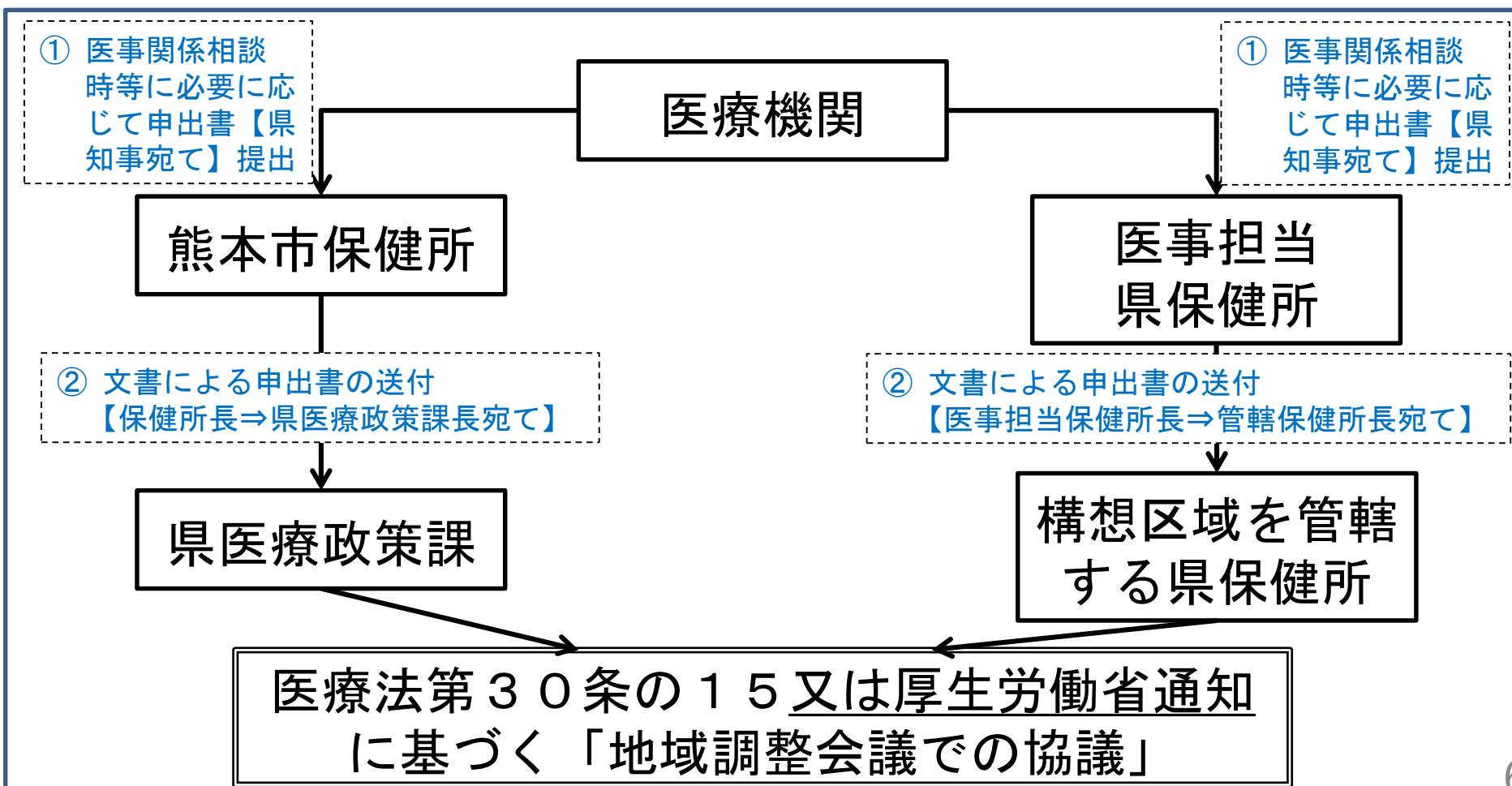
今回の経緯について②

■しかしながら、今回のケースは、県側の丁寧な対応不足等で事務フローに基づいた対応ができておらず、協議対象医療機関から菊池保健所への「申出書」が未提出であり、有明地域医療構想調整会議での協議も実施できていないまま、令和5年3月9日に開設許可が下りており、協議対象医療機関は令和5年8月1日開院で進められていた。

■有明保健所としては、協議対象医療機関側の開院希望に間に合わせるための緊急的な対応として、協議対象医療機関から令和5年7月20日に「申出書」を提出してもらった上で、荒尾市医師会には審査部会を急遽開催していただき、その意見を付した上で「書面協議」として実施させていただいた。

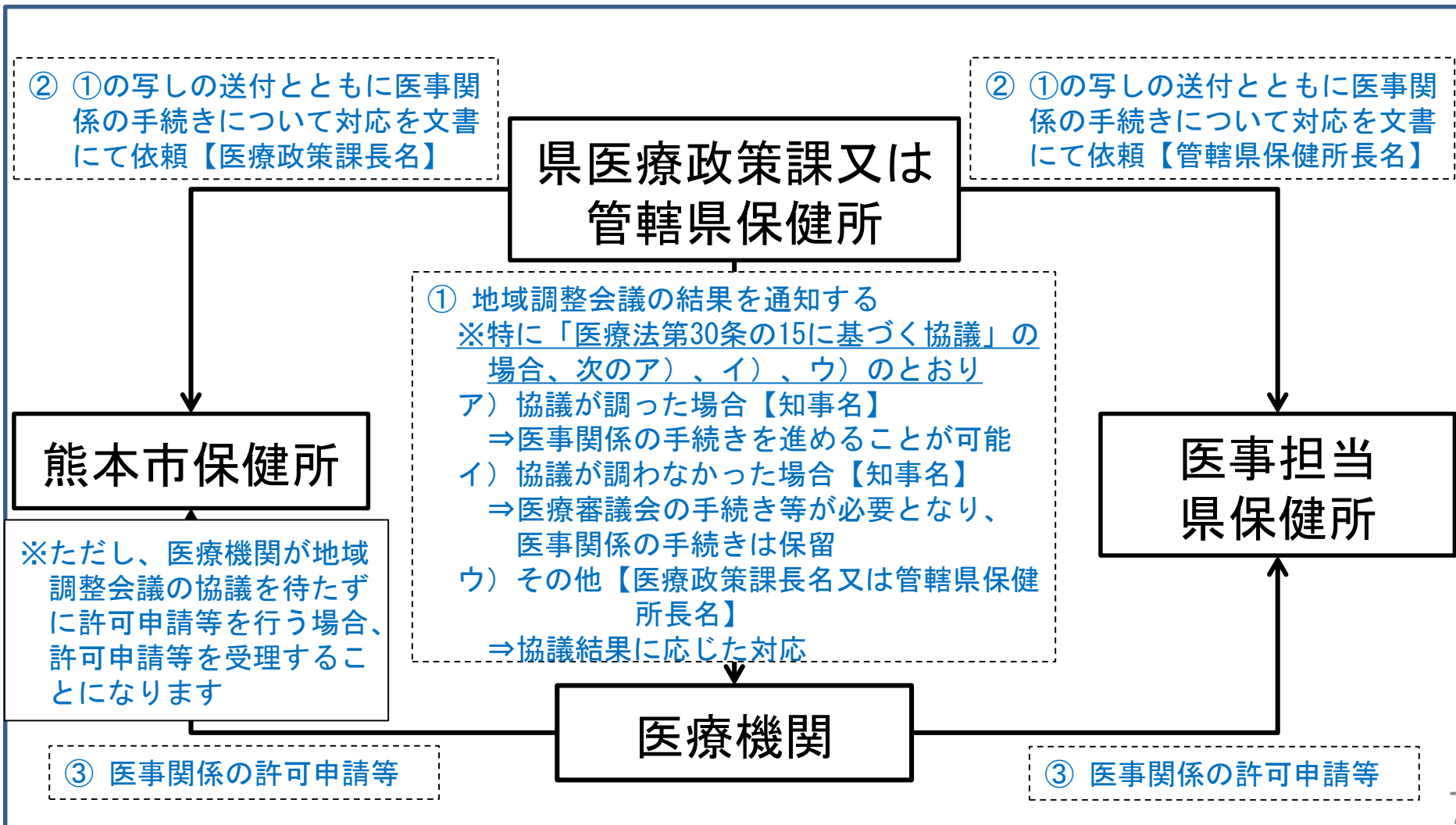
1 病床機能報告に関する申出書の受付等

病床機能報告に関する申出書（以下「申出書」。）の受付から地域調整会議の協議までに関する事務フローは、次のとおりとする。



2 地域調整会議の協議結果の通知

地域調整会議の協議結果の通知に関する事務フローは、次のとおりとする。



会議の開催方針について

- 本会議は、対面での会議開催を基本とする。
- 原則によりがたい場合は、両医師会長に事前に御相談させていただく。